

平成二十二年十一月九日受領  
答弁第一一—一—号

内閣衆質一七六第一一—一—号

平成二十二年十一月九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

六について

御指摘の者については、検察当局において、法と証拠に基づき逮捕したものであり、御指摘のような「関係」はないものと承知している。

七について

検察庁における調査活動費が減少したのは、公安情勢が大きく変化したことなどにより、調査活動の方等の見直しを行い、情報収集の多様化・効率化を進めたことなどによるものである。